

「コンテンツ産業人材発掘・育成事業（3D映像制作、発信事業）」
に係る委託先の公募について

平成22年12月9日

本公募は、経済産業省より、特定非営利活動法人映像産業振興機構が受託している平成22年度委託事業「コンテンツ産業人材発掘・育成事業（若手クリエイター映像制作、発信事業）」の外注として実施する予定のものである。

1. 事業の目的

我が国の映画、アニメ等を含むコンテンツ産業は、アジアを始めとする世界各国において高い人気を博していることから、今後我が国コンテンツ産業は大きく成長する可能性を有していると考えられている。2020年には、国内外のコンテンツ産業の市場規模は現在の14兆円から20兆円程度になることが見込まれている。

我が国コンテンツ産業はこれまでの大きな広告宣伝費や旺盛なコンテンツ市場によって内需を中心にその発展を遂げてきたのだが、国内内需の低迷やそれに伴う広告宣伝費の減少、さらにはインターネットなどの新たなメディアの台頭により、これまでの環境が大きく変化をし、新たなビジネスモデルの構築を迫られているのが現状である。

このような状況下で、我が国コンテンツ産業のさらなる成長のためには、内需中心とした従来の産業形態から、海外からの収益をこれまで以上に獲得できる形態の構築は急務であり、コンテンツ産業全体として海外展開を積極的に行っていくことが必要である。

我が国コンテンツ産業の源泉とはコンテンツの作り手であるクリエイターであり、様々なクリエイターの育成は当然であるが、クリエイターの生み出す作品を市場へと流通させていく機会の創出も同時に行っていくことが必要となる。

本事業においては、3D（立体）映像分野を対象とし、将来有望な映像クリエイターの創造の機会の提供を通じた、我が国の才能ある人材の発掘・育成を行う。さらに、彼らの生み出した映像作品を、様々なメディアや JAPAN 国際コンテンツフェスティバル（以下コ・フェスタ）、国際見本市等を通して国内外へ発信することにより、映像制作、流通全般において映像コンテンツの新たなビジネスモデルの構築の一助とする。それにより、我が国コンテンツ産業規模を大きく成長させることを目的とする。

< JAPAN 国際コンテンツフェスティバル >

詳細については、次のホームページを参照。

<http://www.cofesta.jp/>

2. 事業内容

(1) 若手クリエイターの発掘・映像制作

優れた才能を秘めた若手クリエイターを発掘し、3D映像の制作を実施する。若手クリエイターの発掘に際しては、映像業界での知見を有するプロデューサーなどの有識者の多様な意見を十分に反映できるよう留意する。

(2) 制作した映像の国内外への発信

(1)により制作された若手クリエイターの映像を、様々なメディアやコ・フェスタ等のイベント、国際見本市等において、国内外へ発信する機会を創出する。

(3) 若手クリエイターのネットワーク構築の場の提供

(1)で発掘された若手クリエイターが、映像業界において国内外で活動するバイヤー等と交流を行える場や、(1)で制作した映像を活用することによって新たなコンテンツの創出に資する場を提供する。

(4) 報告書作成

上記(1)～(3)の事業の結果を、報告書として取りまとめる。

3. 応募資格

本事業の対象となる申請者は次の要件を満たす法人(企業・団体等)とする。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出すること(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできない)。

①日本に拠点を有していること。

②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

4. 契約の要件

(1)契約形態:委託契約

(2)採択件数:1件(予定)

(3)予算規模:3800万円(消費税込み)を予定しており、申請内容に応じて実施事業を調整のうえ契約金額を決定する。

(4)事業実施期間:契約締結日から平成23年3月30日

(5)成果物の納入:事業報告書の電子媒体1部を納入。

※透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体とする。

(6)費用の支払い:費用の支払いは、原則、事業終了後の確定検査により、契約の範囲内であって、実際に支出を生じた費用としてみとめられた費用に対し支払いを行う。

(7)支払額の確定方法:事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定する。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となる。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証

拠書類が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあるので留意すること。

5. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：平成22年12月9日(木)

締切日：平成22年12月16日(木)12:00必着

(2) 応募書類

①以下の書類を一つの封筒に入れること。封筒の宛名面には、「平成22年度コンテンツ産業人材発掘・育成事業（3D映像制作、発信事業）公募申請書」と記載すること。企画提案書(想定予算書／想定スケジュール表／実施体制図／実務経歴書等を含む)

②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。なお、応募書類は返却しない。機密保持には十分配慮するが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となるので留意のこと。

③応募書類等の作成費は経費に含まれない。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されない。

④企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明すること。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあるので留意すること。

(3) 応募書類の提出先

応募書類は郵送等により以下に提出すること。

〒104-0045 東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル8F

NPO 法人映像産業振興機構(VIPO)

公募担当:畑

※持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。資料に不備がある場合は審査対象とならないので、記入要領等を熟読の上、注意して記入すること。

※締切を過ぎての提出は受け付けられない。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付すること。

6. 審査、採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、複数の委員から成る委員会で審査を行い決定する。なお、応募期間締切後に、必要に応じてヒアリングを実施する。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

①3. の応募資格を満たしているか。

②提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。

③本事業を円滑に遂行するために事業規模等に適した実施体制をとっているか。

- ④本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
 - ⑤本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
 - ⑥実行可能性のある事業工程を組んでいるか。
 - ⑦コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、単価水準を含めて適正な積算が行われているか。
- (3)採択結果の決定及び通知について
採択された申請者については、当該申請者に対してその旨を通知する。

7. 経費の計上

(1)経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体例としては以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
研修費	海外及び国内で実施する研修にかかる費用(研修生の海外生活費は含めない)
旅費	事業従事者に対する事業を行うために必要な交通費、日当、宿泊費
会場費	事業(海外・国内研修の企画、募集、選定)を行うために必要な会場借料及び茶菓料(お茶代)等
謝金	事業を行うために必要な謝金(委員謝金等)
物品購入費	事業を行うために直接必要な物品(当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。原材料及び消耗品費等(諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く。))の購入に要する経費
外注費	事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの(機械装置又は工具器具部品等の設計、製造、改造、修繕又は据付け、試料の製造、分析鑑定等)の外注に要する経費 ※ただし、軽微な再委託(①50万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料(会場提供者からの付帯設備を含む。)、翻訳費その他これに類するもの)については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業に直接従事する補助職員(アルバイト等)に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等に係る経費

<p>Ⅲ. 再委託費</p>	<p>事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの(調査、工作物の作成、組立等及び大学、高等専門学校、独立行政法人化した研究所、公設試験研究機関等からの技術指導費等)の一部を委託するのに必要な経費</p> <p>※ただし、軽微な再委託(①50万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料(会場提供者からの付帯設備を含む。)、翻訳費その他これに類するもの)については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。</p>
<p>Ⅳ. 一般管理費</p>	<p>事業を行うために必要な経費の中で、物証による照合が困難な経費(当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの)について、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費。</p> <p>具体的には、当該事業を行うために必要な家賃、水道光熱料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具などの汎用的な消耗品等、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費。(これらにあっても事業の特定が可能なものは、事業費に計上すること。)</p>

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費